

議第 7 3 号

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
の一部を改正する条例

呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 4 6 年呉市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭及び実習助手をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、 <u>養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u> 及び実習助手をいう。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年呉市条例第 2 2 号）付則第 1 2 条に規定する暫定再任用職員で地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、改正後の条例第 2 条に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして改正後の条例の規定を適用する。

(提案理由)

広島県に準じ、呉市立呉高等学校の教育職員に係る教職調整額の支給対象の改正を行うため、この条例案を提出する。